

令和 8年 4月 1日

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の公表について

社会福祉法人長幼会は、令和8年3月12日付けで、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を作製し、神奈川労働局に届け出ました。

女性活躍推進法は、女性の職場生活における活躍に関する取組みの推進等を図るため、令和7年6月に改正され、令和8年4月1日に施行となりました。

社会福祉法人長幼会では、令和7年3月31日付けで、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を作製し、神奈川労働局に届け出を行っておりますが、この度、この行動計画と同じ方向性・目標を設定した行動計画を作製致しました。

今後も引き続き、女性が働きやすい職場環境の整備に努めてまいります。

社会福祉法人 長幼会
理事長 水野 恭一